

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年3月29日認可した。

平成19年4月6日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）東神内池地区
高松市前田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路新設事業）中川地区
〃	単独市費補助土地改良事業（水路改修事業）西ラ谷地区